

第2 母子の健康確保と増進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

家族にとって、妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、生活が大きく変化し、「子育て」という責任が生じます。

このため、この時期にある親子や家族に配慮する職場環境や社会環境が求められています。

子どもや家族の健康の確保のためには、安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てるための環境を整備していく必要があります。

また、子どもと家族の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達ができるように支援することが重要です。

(1) 健康診査、保健相談・指導の充実

【現状と課題】

これまで、多胎・若年妊婦や妊娠30週以降の届出妊婦のハイリスク妊婦に対して、妊娠期から個別に保健指導等を行い、産後の支援につなげているほか、産後うつアンケートの高得点者や未熟児、先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても、医療機関からの連絡等により情報を把握し、保健師が家庭訪問等により必要な支援を行う「産後うつ・育児支援事業」を実施しています。

このようななか、妊娠の届出が出産後にされるケースも未だ数件見られる状況にはありますが、平成21年度から妊婦健康診査の助成回数を最大14回まで拡大しており、妊娠11週以内の早期届出の割合が著しく増加していることにより、妊娠初期からの状況把握が可能となったため、ハイリスク妊婦への早期からの支援開始に結びついていると考えられます。

また、乳幼児を対象とした健康診査（健診）は、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時点で実施していますが、平成25年度の受診率は、4か月児健診では100%に近いものの、その他の健診は95%を下回っているため、受診率の向上に向けた啓発に努めているほか、未受診児に対し、文書や訪問等による受診勧奨を行っています。

さらに、乳幼児健診の二次スクリーニング健診として、経過観察健診（理学療法士による訓練含む）や小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行い、子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。

「定期予防接種」については、乳幼児期に接種すべき種類が増え、接種スケジュールも過密・複雑になってきています。接種率は向上していますが、流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもあることから、接種対象者への個別通知や再勧奨通知、広報の充実などにより、積極的な接種勧奨に努めています。

また、むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため、乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や、フッ素塗布を実施しているほか、養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため、「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

【施策の方向】

母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母子の心身の異常の発生を予防し、または減少させ、安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の届出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに向上させるために周知・啓発を徹底していきます。

特にハイリスク妊婦に対しては、医療機関との連携により妊娠初期から状況を把握し、早期から訪問等による保健指導等の支援を開始するなど、強化・充実に努めます。

また、妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実を図るほか、未受診児については、関係機関との連携や家庭訪問等を実施し、子どもの状況確認や受診勧奨を行い、受診率の向上はもとより、必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組みます。

さらに、定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように、広報・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

《個別事業》

■ 妊婦健康診査 [子ども未来部母子保健課]

母子健康手帳交付時、初回から妊娠39週前後までの妊婦健康診査について、望ましい回数とされる14回分の受診票と超音波検査用受診票を交付し、健診費用の一部を助成することにより妊婦の経済的負担を軽減しており、今後も妊婦の健康管理を図るため、健診受診率の向上に努めます。

【受診率】

- ・ 妊婦一般健康診査(全回) 平成25年度：79.7% → 平成31年度：95.0%

■ 妊産婦保健指導 [子ども未来部母子保健課]

妊娠11週以内の早期届出率の向上を図るほか、妊産婦訪問や電話相談への対応など、保健指導を充実・強化するとともに、母子支援連絡会や母子支援連絡票の活用等、母子保健支援システム事業の活用により、ハイリスク妊産婦への支援を強化していきます。

【11週以内届出率】 平成25年度：91.9% → 平成31年度：100%

【母子支援連絡票による支援率】 平成25年度：97.8% → 平成31年度：100%

■ 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課]

子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期治療や早期療育につなげられるとともに、育児に関するさまざまな相談に応じ、子どもの健全育成が図られるよう、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を継続し、受診率の向上を図ります。

【受診率】

- ・ 4か月児健康診査 平成25年度：97.3% → 平成31年度：100.0%
- ・ 10か月児健康診査 平成25年度：89.1% → 平成31年度：95.0%
- ・ 1歳6か月児健康診査 平成25年度：93.7% → 平成31年度：95.0%
- ・ 3歳児健康診査 平成25年度：89.8% → 平成31年度：93.0%

■ 乳幼児健康診査 二次スクリーニング [子ども未来部母子保健課]

乳幼児健診において、発育・発達の遅れが疑われる子どもを対象とした経過観察健診（訓練含む）と、肥満予防対策が必要と認められた子どもを対象とした小児肥満フォロー児健診を実施しています。

少子化の影響などにより、対象者数が年々減少していますが、対象となる子どもは一定数把握されているため、今後も必要に応じて実施を継続していきます。

【実施者数】

- ・ 経過観察健診（訓練含む） 平成25年度：121人
- ・ 小児肥満フォロー児健診（通称「のびっこ健診」） 平成25年度：16人

■ 乳幼児精密健康診査 [子ども未来部母子保健課]

乳幼児健診において、より精密な検査が必要と認められた子どもを対象に、医療機関で精密健診を実施し、その結果に応じて保健師の支援を行っており、今後も継続していきます。

【受診延人数】 平成25年度：81人

■ 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課]

保護者のさまざまな育児不安等に適切に対応し、その解消に努めことで子どもの健全育成や児童虐待予防が図られるよう、乳幼児健診での保健指導、未熟児や多胎児、障がい児等への訪問指導のほか、来所や電話による相談に引き続き対応していきます。

また、乳幼児健診未受診者への受診勧奨や状況確認、医療機関からの母子支援連絡票による養育支援が必要な母子の早期把握および適切な支援についても、さらに取り組みを強化していきます。

【保健指導延人数】 平成25年度：9,863人

■ 定期予防接種 [子ども未来部母子保健課]

感染症の発生とまん延を予防し、子どもの命と健康を守るために、主に乳幼児に接種する、BCG、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、麻しん、風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌等の各ワクチンをはじめ、主に小学6年生を対象に接種する二種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風）第2期や、主に中学1年女子を対象に接種する子宮頸がん予防ワクチンなどを実施しています。また、平成26年10月1日からは水痘ワクチンも定期予防接種となるなど、子どもを対象とする定期予防接種の種類は今後ますます増えていくことが予想されることから、なお一層個別通知などの積極的な接種勧奨や広報・啓発等を充実させ、接種率の向上を図ります。

【接種率】

・ BCG	平成25年度：79.1%	→	平成31年度：95.0%以上
・ ポリオ（不活化）	平成25年度：104.3%	→	平成31年度：95.0%以上
・ 四種混合	平成25年度：107.0%	→	平成31年度：95.0%以上
・ 三種混合	平成25年度：106.7%	→	平成31年度：95.0%以上
・ 二種混合第2期	平成25年度：83.7%	→	平成31年度：95.0%以上
・ 麻しん風しん混合			
第1期	平成25年度：93.3%	→	平成31年度：95.0%以上
第2期	平成25年度：96.7%	→	平成31年度：95.0%以上
・ ヒブ	平成25年度：104.6%	→	平成31年度：95.0%以上
・ 小児用肺炎球菌	平成25年度：100.1%	→	平成31年度：95.0%以上
・ 子宮頸がん予防	平成25年度：13.2%		

（平成26年10月末現在 子宮頸がん予防ワクチンは、積極的な接種勧奨を中止しています。）

■ 妊産婦歯科健診・相談 [保健福祉部健康増進課]

妊娠中から産後は、つわりや授乳による食習慣や歯みがき習慣の変化等により、歯肉炎等の歯科疾患を発症しやすくなります。妊娠中から口腔の状態をチェックすることにより、異常の早期発見、早期治療や、生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上につながることから、今後も啓発に努めていきます。

【受診者数】

・妊産婦歯科健康診査 平成25年度：2.69% → 平成31年度：3.66%

■ 乳幼児歯科健診・相談 [子ども未来部母子保健課]

10か月児健診時に歯科相談を、1歳6か月児健診、3歳児健診時に歯科健診と歯科相談を行っています。また、1歳以上就学前の幼児を対象にフッ素塗布を行っており、今後も歯科保健についての正しい知識の普及・啓発により受診率等の向上に努めるとともに、むし歯有病者率の減少を図ります。

【むし歯有病率】

- ・1歳6か月児 平成25年度：4.88% → 平成31年度：3.00%
- ・3歳児 平成25年度：21.52% → 平成31年度：15.00%

【3歳までにフッ素塗布を3回以上実施した率】

平成25年度：30.45% → 平成31年度：47.10%

■ 周産期母子医療センター（道事業）との連携 [子ども未来部母子保健課]

分娩に伴う妊産婦や乳児の死亡を減少させるため、母体や胎児、新生児の状況に応じて市内の全産婦人科が周産期母子医療センター（総合周産期母子医療センター：函館中央病院）への搬送を行っています（道事業）。

また、退院後の母子支援のため、同センターとの定期連絡会等を実施しており、今後も妊娠・出産に関する安全確保と子どもの健全育成のため、同センターとの連携を強化していきます。

【周産期医療センターとの母子支援地域連絡会】

平成25年度：12回 → 平成31年度：12回

【母子支援連絡票による連携】

- ・連絡票受理件数 平成25年度：357件
- ・連絡票支援率 平成25年度：97.8% → 平成31年度：100.0%

【妊産婦死亡数】 平成24年度：0人 → 平成31年度：0人

【周産期死亡率】（出産千対） 平成24年度：4.1 → 平成31年度：減少へ

【乳児死亡率】（出生千対） 平成24年度：1.2 → 平成31年度：減少へ

【新生児死亡率】（出生千対） 平成24年度：0.0 → 平成31年度：0人

■ 産後うつ・育児支援事業 [子ども未来部母子保健課]

ハイリスク産婦およびハイリスク乳児等をもつ母親を対象に、保健師が家庭訪問し、産後うつ病等の心の健康状態を早期に把握し、適切な支援を行い、母親の育児不安解消を図ることで子どもの健全育成、虐待発生予防につながることから、今後も継続していきます。

【対象者への訪問実施率】 平成25年度：100% → 平成31年度：100%

■ 産後ケア事業 [子ども未来部母子保健課]

出産後、家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず、心身の不調や育児不安等がある産婦とその子どもを対象に、産科医療機関において一定期間、助産師等が母体と乳児のケアを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもので、計画期間内の事業化をめざします。

■ (仮称) 第1子産後サポート事業 [子ども未来部母子保健課]

第1子を出産した母を対象に、出産の退院後間もなく訪問するもので、計画期間内の事業化をめざします。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

[子ども未来部母子保健課]（再掲、37頁）

(2) 母子保健の情報提供の充実

【現状と課題】

子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し、母子保健に関する情報を広く提供しているほか、初妊婦とその夫、家族を対象に両親学級を開催し、妊娠中の健康管理や出産、育児に関する知識の普及に取り組んでいます。

また、乳幼児健診や両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問などの機会を通じ、乳幼児期に起こりやすい事故の予防に向けた周知・啓発を行っています。

少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が困難になっていることや、育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ、それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう、情報提供の方法や掲載内容の充実に努めています。

【施策の方向】

父親の育児への参加を促し、周囲の家族も母親の育児を支える環境づくりが整えられるよう、両親学級の継続と内容の充実を図っていくとともに、健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け、保健・福祉等の関係機関と連携しながら、従来の広報手段に加え、スマートフォン用サイトやフリーペーパー等、多様なコンテンツを活用した情報提供を進めていきます。

また、引き続き様々な機会を通じて、乳幼児等の不慮の事故を防止するための周知・啓発に取り組んでいきます。

《個別事業》

- 子育て応援サイトの開設 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 57頁)

- 「すくすく手帳」の発行 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 57頁)

- 妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業

[保健福祉部 健康増進課]

母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会を通じて、妊娠中および出産後の喫煙や、乳幼児の受動喫煙の害について普及・啓発を図る事業で、今後も喫煙率ゼロをめざし実施を継続していきます。

【妊娠中の喫煙率】 平成25年度：6.1% → 平成31年度：0.0%

【出産後の喫煙率】 平成25年度：7.8% → 平成31年度：0.0%

- 事故防止周知啓発事業 [子ども未来部母子保健課]

乳幼児健診、両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問等の機会を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防に向けた周知・啓発を行い、今後も死亡事例の発生ゼロを継続するよう努めていきます。

【0歳～9歳児の不慮の事故による死亡数】

平成25年度：0件 → 平成31年度：0件

- 両親学級 [子ども未来部母子保健課]

妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・啓発のため、体験学習および講演会を行う事業で、今後も事業の継続と内容の充実を図っていきます。

【開催回数】 平成25年度：6回 → 平成31年度：6回

【受講人数】 平成25年度：延249人 → 平成31年度：延300人

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
[子ども未来部母子保健課]（再掲，37頁）
- 子育てサポート情報通信「すくすく」の発信
[子ども未来部母子保健課]（再掲，57頁）
- えほんふれあい事業 [教育委員会生涯学習部図書館]
絵本の読み聞かせを通じて、保護者と子どものふれあいを深め、安定した関係をつくることを目的として、10か月児健診時に読み聞かせグループによる読み聞かせを実演し、推薦絵本と読み聞かせ案内についての情報を提供する事業で、今後も継続していきます。
【実施回数】 平成25年度：年50回



2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期は、一方で、性や喫煙・飲酒、心の問題等が生じやすい時期でもあります。

これらの問題は、次世代の心身の健康づくりに直結する問題であることから、学童期などの早い時期から心身の健康の保持・増進の大切さを認識しておくことが思春期以降の保健対策にもつながります。

また、学童期からの健康の保持・増進に取り組むにあたっては、教育機関だけでなく、保健や医療の関係者が連携して社会全体として支えていくことが重要です。

(1) 思春期保健に関する知識の普及促進

【現状と課題】

市内の児童・生徒を対象に「思春期教室」を開催しており、特に中学校については、「函館・性と薬物を考える会」の協力により、各学校に医師や保健師、助産師等の講師を派遣し、正しい性の知識の習得と適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。

また、各学校へ思春期教材等を貸し出し、性に関する授業の実施の一助としています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、未成年者の「赤ちゃんを抱いた経験」、「子どもが好きですか」、「将来子どもが欲しいですか」の回答は、次のとおりとなっています。

【赤ちゃんを抱いた経験】

《未成年者》

区分	人数	比率
よくある	28	13.7%
たまにある	101	49.5%
ない	70	34.3%
無回答	5	2.5%
全体	204	100.0%

【子どもが好きですか】

区分	人数	比率
好き	77	37.7%
まあ好き	66	32.4%
どちらともいえない	34	16.7%
あまり好きでない	14	6.9%
嫌い	9	4.4%
無回答	4	2.0%
全体	204	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【将来子どもが欲しいですか】

《未成年者》

区分	人数	比率
欲しい	178	87.3%
欲しくない	22	10.8%
無回答	4	1.9%
全体	204	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、赤ちゃんを抱いた経験がない子どもが3割を超えており、今後、より一層、生命の尊厳の尊重や健全な父性や母性をはぐくむ取組みが必要です。

【施策の方向】

思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や思春期にある子どもたちに係わる関係者等を対象に、講演会を開催します。

子どもたちに対しては、生命の尊さや人間尊重、性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、身体についての正確な情報を得て、自分で判断し、自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう、学校と連携した健康教育を行っていきます。

学校においても、スクールカウンセラーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期の心と体の健康づくりを支援する体制の整備を進めます。

《個別事業》

■ 思春期保健講演会 [子ども未来部母子保健課]

思春期の子どもを持つ保護者をはじめ、関係機関職員や思春期保健に関心のある一般市民等を対象に、思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法について、さまざまな思春期問題に取り組んでいる方を講師として招へいし、講演会を開催しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回

■ 思春期教室 [子ども未来部母子保健課]

思春期の子どもたちが、生命の尊さを認識し、人間尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち、適切な行動をとることができるよう、出前健康教育を実施するほか、思春期教材の貸出しや情報提供などを行っています。

今後も「函館・性と薬物を考える会」の協力のもと、教育委員会や学校等との連携を一層強化し、思春期教室の拡充に努めます。

【開催回数等】

- ・ 出前健康教育 平成25年度：26回（19校）→ 平成31年度：30校
- ・ 思春期教材の貸出し 平成25年度：15回（10施設）

■ （仮称）高校生のための“未来設計図”講座 [子ども未来部母子保健課]

晩婚晩産化が進み、不妊治療を必要とする夫婦が増えている現状を踏まえ、進学・就職などを迎える高校生を対象に、出産や子育て等についても将来設計を考えられるよう、出産適齢期や、家庭を築くうえでの男女協力の意義なども含めた包括的な講座を実施するもので、計画期間内の事業化をめざします。

■ 思春期保健相談 [子ども未来部母子保健課]

思春期における身体的、精神的問題や性に関する不安や悩み等について、個々のケースに応じた相談を行っています。

【相談件数】 平成25年度：延べ24件

■ 思春期保健連絡会 [子ども未来部母子保健課]

思春期の子どもの心と身体の健康づくりを支援する思春期保健対策の進め方について検討し、思春期保健事業の効果的な推進を図るため、関係機関・団体と情報交換や意見交換を実施しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回

■ 特定感染症検査等事業 [保健福祉部保健所保健予防課]

エイズやH I V感染の早期発見とまん延防止のため、H I V抗体検査を今後も継続実施するとともに、より受けやすい検査・相談体制の整備を図ります。

【H I V抗体検査数】 平成25年度：191件

■ エイズ対策促進事業 [保健福祉部保健所保健予防課]

青少年層や教育機関関係者を対象とした研修会・健康教育等を開催し、エイズ等の性感染症に係る正しい知識の普及・啓発および予防教育を今後も継続していきます。

【開催回数】

- ・エイズ研修会 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
- ・健康教育 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回
- ・パネル展 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回

(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進

【現状と課題】

未成年者の喫煙・飲酒は成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに、成人後の喫煙、飲酒の習慣に結びつきやすく、また、喫煙は周囲の健康にも悪影響を及ぼすため、喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから、小学生を中心に講座を開催しています。

未成年者の喫煙・飲酒経験に関する調査結果は次のとおりとなっています。

【たばこを吸ったことはありますか】

《未成年者》

区 分	平成20年度		平成25年度	
	人数	比 率	人数	比 率
ある	24	10.2%	6	2.9%
ない	208	88.1%	195	95.6%
無回答	4	1.7%	3	1.5%
全体	236	100.0%	204	100.0%

【お酒を飲んだことがありますか】

《未成年者》

区 分	平成20年度		平成25年度	
	人数	比 率	人数	比 率
ある	76	32.2%	24	11.8%
ない	159	67.4%	177	86.8%
無回答	1	0.4%	3	1.5%
全体	236	100.0%	204	100.0%

資料：平成20年度：次世代育成支援に関するニーズ調査
平成25年度：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

この結果を見ると、喫煙・飲酒経験者は減少しているものの、依然として喫煙、飲酒の経験がある未成年者が相当数いることから、その防止対策が必要な状況にあります。

【施策の方向】

喫煙や飲酒が未成年者の心身に及ぼす害について理解を深め、思春期の心と体の健康づくりを進めるとともに、薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

《個別事業》

■ 未成年者飲酒防止対策事業 [保健福祉部健康増進課]

小学校を対象に、未成年者飲酒防止講座を実施し、未成年者の飲酒が及ぼす健康影響について普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【開催回数等】

- ・ 未成年者飲酒防止講座 平成25年度：7校 → 平成31年度：16校
- ・ 未成年者飲酒経験率 平成25年度：11.8% → 平成31年度：0.0%

■ 未成年者喫煙防止対策事業 [保健福祉部健康増進課]

小学生を中心に、小・中学生および高校生を対象とした未成年者喫煙防止講座を実施し、未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【開催回数等】

- ・ 未成年者喫煙防止講座 平成25年度：12校 → 平成31年度：16校
- ・ 未成年者喫煙経験率 平成25年度：2.9% → 平成31年度：0.0%

■ 薬物乱用防止普及事業（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）

[保健福祉部保健所地域保健課]

北海道と連携し、薬物乱用防止指導員による青少年を対象とした「ヤング街頭キャンペーン」での街頭啓発をはじめ、中学校・高校等での啓発活動を行い、若年層の薬物乱用防止の普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【開催回数】

- ・ 平成25年度：58回

(3) 心のケアと相談体制の充実

【現状と課題】

十代の自殺死亡者減少のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか、児童生徒の心のケアのため、学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実が必要です。

また、市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【自殺者数の推移】

(単位:人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
自殺者総数	91	84	77	72	71
うち10～14歳	1	0	0	0	0
うち15～19歳	1	0	1	2	2
計	2	0	1	2	2

(資料：平成25年度保健所事業概要，函館市の保健衛生)

平成20年からの5年間の自殺者の状況は、総数が減少しているなか、十代の自殺者数は毎年0～2人で推移しており、15歳から19歳の年代では横ばいとなっています。

十代の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけることへの支援や命の大切さの教育を充実する取り組みが必要です。あわせて、若年雇用を取り巻く社会状況の変化を踏まえた総合的な支援が求められています。

【施策の方向】

学校の教育活動を通じて、児童生徒が自分の命、他の人の命それぞれの尊さの理解を深めることができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。

また、教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては、心の健康や自殺に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺の危険性の高い児童生徒等に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などに関する研修の実施などを通じて、早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組めます。

《個別事業》

■ 自殺予防対策事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

自殺の現状や自殺対策に関する情報の交換および共有を図り総合的に自殺対策を推進するため、保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関、警察関係機関等で構成される函館市自殺予防対策連絡会議、実務者会議を定期的で開催するほか、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発および人材養成等を今後も継続していきます。

【開催回数】

- ・ 函館市自殺予防連絡会議 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
- ・ 函館市自殺予防実務者会議 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回
- ・ 自殺予防講演会 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
- ・ ゲートキーパー研修 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
- ・ 大学等新入生へ自殺予防啓発クリアファイルの配布
平成25年度：年1回 → 平成27年度：年1回



3 「食育」の推進

「食」は、生きていくために欠くことのできないもので、子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性をはぐくみ、いきいきと暮らしていくことができるようにするための基本です。

子どもの頃から健全な食生活を実践することは、生涯にわたり健全な心身で過ごすことができることにつながることから、家族やまわりの大人の協力が必要です。

家族が揃って食事をするには、豊かな心をはぐくまれ、食事のマナーや食文化を体得し、栄養や健康の知識を得るばかりでなく、家族の健康状態を知り、食に関する感謝の気持ちをはぐくみ、食の大切さを学ぶ場として、重要な役割を果たすものと考えられます。

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

【現状と課題】

望ましい食習慣の定着のためには、子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け、食の知識や食を選択する力を習得できるよう様々な取組を実践することが必要です。

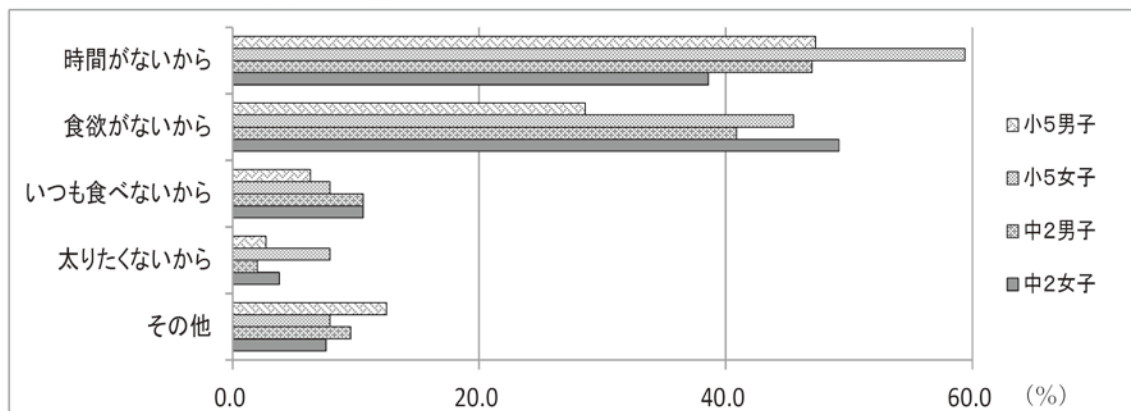
各種調査による子どもたちの食習慣は次のとおりとなっています。

【朝食を毎日食べる子どもの割合】

年齢・学年	割合
3歳児	89.0%
小学4年生	79.9%
中学1年生	72.0%

（資料：（3歳児）平成23年度「幼児を持つ親へのアンケート調査」
（小学4年生・中学1年生）平成24年度 函館市学習意識調査）

【小・中学生の朝食欠食の理由について】



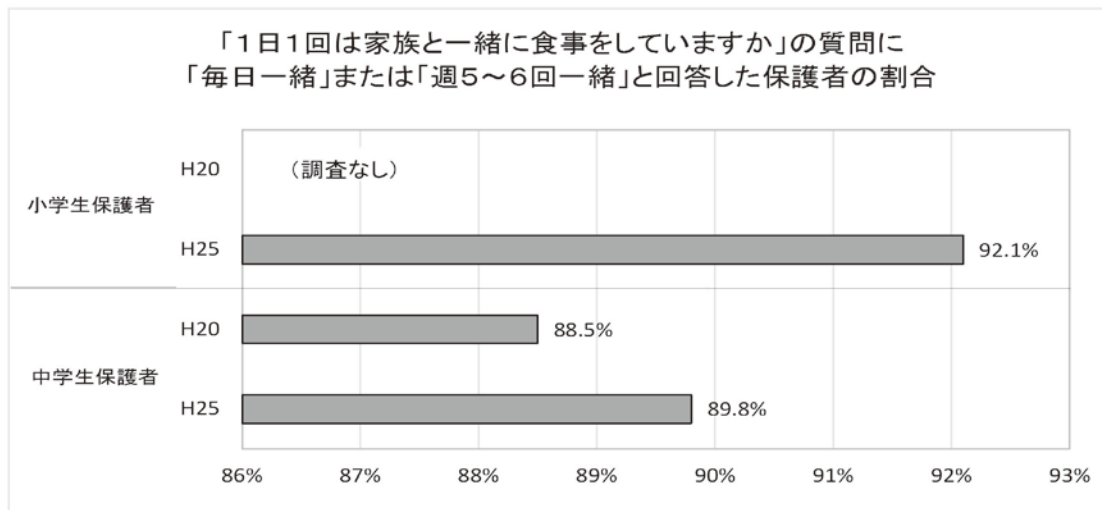
（資料：平成24年度食生活に関する調査報告書（函館市栄養教育研究会））

【朝食を「ほとんど食べない」と回答した割合】

《未成年者》

調査年度	割合
平成20年	5.5%
平成25年	11.3%

【小・中学生の共食について】



資料：平成20年度：次世代育成支援に関するニーズ調査
平成25年度：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

朝食は、脳の唯一のエネルギー源であるブドウ糖を供給し、脳と身体を目覚めさせ、全身のウォーミングアップになる大切な食事です。様々なことを学び、成長していく子どもに欠かせない朝食を欠食することにより、午前中のエネルギーの供給が不十分となり、集中力がなくなったり、精神的に不安定になったりします。

朝食を毎日食べる子どもの割合は、3歳で9割弱、小・中学生で7割から8割程度で、良好な状況とはいえません

また、小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」、
「食欲がないから」で、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践ができていない状況がうかがえます。

また、ライフスタイルの多様化などにより、家族全員が揃って食事をとることが難しい現状ですが、家族で食卓を囲むことで、子どもの精神面の安定が得られ、食事のマナーをはじめ社会的態度を体得することができます。

中学生保護者からの回答では、平成20年度調査に比べ、一緒に食事をとる機会は増えていますが、より一層共食の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

市民一人一人が食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「はこだてげんきな子食育プラン」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進して行きます。

≪個別事業≫

■ **食育だよりの発行** [子ども未来部子ども企画課]

乳幼児を持つ保護者を対象に、食事が心身の発達に与える影響など、食事の重要性について周知・啓発を図るため、食育だよりを毎月作成し、保育所等に配布しており、今後も継続して行きます。

■ **離乳食教室** [保健福祉部健康増進課]

生後4～5か月の第一子を持つ親を対象とし、初めての離乳食づくりに不安を感じないようにするとともに、離乳食づくりから「食」の大切さを知ることが目的として実施しており、今後も事業の充実に努めて行きます。

【開催回数】 平成25年度：4回 → 6回

■ **3歳児健診時食育啓発事業** [保健福祉部健康増進課]

3歳児健診の待ち時間に、はこだてげんきな子食育プランを周知するとともに食育をテーマにした、エプロンシアターや絵本の読みきかせ等を実施することによって、保護者や3歳児に対し「早寝・早起き・朝ごはん」等の食育の啓発を行っており、今後も継続して行きます。

【開催回数】 平成25年度：1回/週 → 平成31年度：1回/週

■ **食育月間キャンペーン** [保健福祉部健康増進課]

国の食育推進基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定め、国民運動として展開していることから、6月に食育月間キャンペーンとしてパネル展等を開催し、「はこだてげんきな子食育プラン」や「食事バランスガイド」を周知するなど、食育の啓発・推進を図ります。

【開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

■ **学校における食育の推進** [教育委員会学校教育部教育指導課]

幼児児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育の取組みについて、各学校教職員に対する指導・助言を行うとともに、栄養教育研究会と連携し、食育の取組みについての普及・啓発を行っており、今後も継続して行きます。

4 周産期・小児医療等の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てるため、将来にわたって周産期・小児医療等を維持・確保していく取組みが非常に重要となっています。

とりわけ、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対し、良質かつ適切な医療支援の実施と、疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進に係る取組みを推進することが必要です。

また、子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受ける夫婦が多くなってきています。不妊治療のうち、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精，顕微授精）は，1回の治療費が高額であり，その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず，子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくないことから，その経済的負担の軽減が必要です。

(1) 周産期・小児医療の確保・充実

【現状と課題】

道南圏域では，本市に小児救急を行う医師，医療機関が集中しています。

小児救急医療に関しては，初期から三次までの体制が整備されており，新生児，未熟児医療に関しては，総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか，未熟児の養育のために，入院に要する費用の一部を給付しています。

近年，休日・夜間において比較的軽症の患者が，本来，重症患者に対応する二次救急医療機関を受診するケースが多く，勤務医の負担が増加しているほか，小児医療を行う医師・医療機関が減少傾向にあることから，救急医療体制も含めた小児医療の確保・充実が必要となっております。

子どもの疾病は短期間で重症化することがあり，後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは，子どもの将来にとって重要です。そのため，新生児，未熟児医療，小児救急医療をはじめとした小児医療の確保・充実のほか，休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

【施策の方向】

休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

《個別事業》

■ 小児救急電話相談事業（道事業）の普及・啓発

[保健福祉部保健所地域保健課]

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの電話相談に対し、助言を行う「小児救急電話相談事業」の普及・啓発を図っていきます。

■ 小児救急に関する情報提供 [保健福祉部保健所地域保健課]

子どもによくある症状に対する応急処置のポイントや、時間外でもすぐに病院・診療所を受診した方が良いときのポイントなどの情報を冊子にまとめるほか、市のホームページに掲載するなど、情報提供を行っており、今後も継続していきます。

■ 小児救急医療体制の維持・支援 [保健福祉部保健所地域保健課]

初期から三次に至る小児救急医療の連携体制を維持していくため、今後も引き続き支援していきます。

■ 未熟児養育医療の給付 [子ども未来部母子保健課]

養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を給付しており、今後も継続していきます。

【給付人数】 平成25年度：31人

(2) 小児慢性特定疾病対策の推進

【現状と課題】

小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付を実施していますが、今後、相談支援や社会参加に関する支援など総合的な支援の強化が必要です。

【施策の方向】

小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに、長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、関係機関との連携調整などを進めます。

《個別事業》

■ 小児慢性特定疾病医療の給付 [子ども未来部母子保健課]

18歳未満で発症した小児慢性特定疾病患者の医療に要する費用を患者家族の負担能力に応じて助成しており、今後も継続していきます。

【給付件数】 平成25年度：154人

■ 日常生活用具の給付 [子ども未来部母子保健課]

小児慢性特定疾病の対象となっている子どもに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付しており、今後も継続していきます。

【給付件数】 平成25年度： 2件

■ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 [子ども未来部母子保健課]

慢性疾患を抱える子どもの自立や成長支援について、医療や教育、保健、患者・家族会等関係者による関係機関会議を開催し、地域の社会資源の活用を図るとともに必要な相談支援を行う事業で、今後も継続していきます。

【開催回数等】

- ・慢性疾病児童等地域支援協議会の開催 平成26年度：1回
- ・相談支援事業の実施 平成26年度：延10件

(3) 不妊に悩む方に対する支援の充実

【現状と課題】

市内における特定不妊治療指定医療機関は1カ所のみで、受診者の多くは札幌市をはじめ市外の医療機関での治療を余儀なくされています。また、平成28年度からは助成制度に年齢制限が導入されることとなっており、助成制度の周知徹底が必要です。

【施策の方向】

晩婚化の影響により、今後はさらに特定不妊治療を必要とする夫婦の増加も予想されることから、特定不妊治療費助成事業を継続していきます。

《個別事業》

■ 特定不妊治療費助成事業 [子ども未来部母子保健課]

指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っており、今後も継続していきます。

【助成件数】 平成25年度：延197件